

【答申の概要】

諮問第 155 号 「分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て」

件 名	分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 2 年から現在までの行方不明で分限免職処分となった者に関する文書（辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書、退職手当に係る支出票）
非 開 示 理 由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 6 号（事務事業情報）
実 施 機 関	静岡県知事（企画監（人事担当））
諮 問 期 日	平成 19 年 8 月 7 日
主 な 論 点	(1) 職員が分限処分及び退職手当の支給を受けたという事実の有無は、職務遂行情報に当たるか。 (2) 部分開示は可能か。 (3) 条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）の規定に該当するか。 (4) 条例第 9 条（公益的裁量開示）の規定に該当するか。
<b>審査会の結論</b> 静岡県知事が非開示とした部分のうち、個人識別部分及び個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除いて開示すべきである。	
<b>審査会の判断</b> (1) 本件公文書の内容 本件公文書は、地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職処分及び静岡県職員の退職手当に関する条例第 2 条の 2 の規定に基づく退職手当の支給に関する公文書である。 (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について 本件公文書を見分すると、非開示部分には被処分者の氏名等が記載されており、全体として条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものと認められる。 また、本件公文書の記載内容は、公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。 さらに、被処分者が公務員であり、本件公文書中に被処分者の職務に関係する部分を含むとしても、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものであるから、同号ただし書ウにも該当しない。 (3) 部分開示について 条例第 7 条第 2 号の情報が記録されている場合には、条例第 8 条第 2 項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされている。 ア 辞令書・処分理由説明書・公示送達関係文書 当該文書中、実施機関が非開示とした被処分者の所属、補職名、氏名、年齢、職員番号、学歴、勤務年数、給料等は、一体として個人識別部分であると認められるため、部分開示はできない。 イ 調査報告書関係文書 当該文書は、被処分者の所属長が作成した行方不明の顛末に係る報告書である。当時の経緯が具体的かつ詳細に記載されており、通常人には知られたくない個人の機微に触れる	

情報であることから、公にすると被処分者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示できない。

#### ウ 証明書関係文書

当該文書は、被処分者が一定期間、住所地に居住していなかったことを証する文書である。被処分者の住所及び氏名は、個人識別部分であるため部分開示できない。また、証明者である民生委員の住所、氏名及び印影については、民生委員が特別職の公務員であるにしても、これらを開示すると、民生委員の氏名等が地域住民に周知されていることから、被処分者の住所地を推測し、個人を識別することができるおそれがあるため、部分開示できない。

#### エ 出勤督促関係文書

当該文書は、行方不明となった被処分者に対して送付した出勤督促及び所在不明により返戻された出勤督促封入の封筒（写し）である。被処分者の住所、氏名、所属等については個人識別部分であるが、それらを除いた部分は、公にしても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

#### オ 退職手当支出関係文書

当該文書は、被処分者の退職手当の支出について記録された文書である。支出額の欄については、被処分者及びその他の退職者の合計金額であることから、これを開示しても各退職手当額を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

#### (4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、調査内容が公開されることを前提とすれば、今後同種の問題が発生した場合、関係者が報告書の提出や詳細な記述を躊躇し、調査において具体的、客観的な情報が十分得られなくなるなど事実関係等の把握が困難となり、今後の人事に関する事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

しかし、部分開示が妥当であると判断した部分は、個人の権利利益が害されるおそれが認められない部分であり、公にしても実施機関が主張するような著しい支障を生じるおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

#### (5) 支出票の不存在について

実施機関は、開示請求の内容のうち、平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成15年度の退職手当支出票については、文書が不存在であると決定している。

この点について、実施機関は、平成2年度、平成4年度及び平成7年度の退職手当の支出票は、開示請求の時点で、既に5年の保存期間を経過していたことから保有していなかったものであり、また、平成15年度の退職手当については、当該手当の請求がされていないため、支出そのものを行っていないと説明する。

こうした実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は特段認められず、これらの支出票を実施機関において保有しているとは認められない。

#### (6) 条例第9条該当性について

異議申立人は、平成16年度より先になされた分限処分が、実は懲戒免職に該当するのに故意か過失で分限免職としたのではないかという疑問から、職員をなぜ分限免職処分としたかについて県民に説明すべきであり、本件公文書について、条例第9条の裁量的開示をすべき情報に該当すると主張している。

しかし、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報である。

したがって、異議申立人の主張するような事情だけでは、みだりに公にされない個人に関する情報の保護利益を上回る公益上の必要性があると認めることはできない。